

平成29年度「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業」成果報告書

団体名

福井県

I 概要

1 事業の概要

本県では、教育振興基本計画において、特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の充実を位置づけている。平成25～27年度の3か年は居住地校交流に、平成28年度からは学校間交流に重点を置いて交流及び共同学習を推進している。また、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に加えて、平成30年に福井しあわせ元気国体・しあわせ元気大会を開催することから、障害者スポーツだけでなく、障害のある人となない人との交流を積極的に進めていこうといった機運が高まっている。さらに、平成30年4月に福井県共生社会条例が施行され、教育分野においても重要な役割が示されている。

障害者スポーツを中心とした交流及び共同学習では、パラリンピックの競技(ゴールボール、ボッチャ)、障害特性に応じてルールを一部変更して実施するソフトボール競技、健常者と同じルールで行う卓球、バドミントン、バスケットボール競技など、参加する児童生徒の障害種に応じた配慮や工夫などを行いながら実施した。

音楽や図画工作・美術における鑑賞、壁画の共同制作等の文化芸術活動においては、交流コーディネーターを配置し、活動内容や方法、教育課程への位置づけ、合理的配慮の検討や調整を行いながら、特別支援学校の児童生徒と小・中学校等の児童生徒が直接接する機会を十分に設定していった。

とくに、これまで交流及び共同学習の機会のなかった小・中学校に対しては、児童生徒向けの出前授業や教職員向けの研修など、交流及び共同学習の意義について理解を図りながら実践を推し進めていった。また、実施に向けた手続きやこれまでの実践事例を広く県内の学校に紹介することで、交流及び共同学習の推進、更には共生社会の形成に向けた取組を充実させていくことができた。

2 事業の成果

本県における平成29年度の交流及び共同学習(※直接交流)の実施状況は、特別支援学校と実施した小学校が55.8%(190校中106校)、中学校が54.1%(74校中40校)であった。居住地校交流に限定するならば、特別支援学校の在籍児童生徒のうち居住地の小学校と交流している小学部児童は55.7%、中学校と交流している中学部生徒は22.1%であった。

交流及び共同学習を実施していくにあたって、小・中学校の教員に対しては、県内5地区に配置した交流コーディネーターが、教員研修で特別支援教育の基礎について講義したり、打合せ会において指導・助言を行ったりした。また、小・中学校の児童生徒に対して、モデル校となる特別支援学校の教員が出前授業や事前学習において障害理解を図るなど、事前の取組を充実させた上で交流及び共同学習を展開していくことができた。さらに、交流及び共同学習実施前には、打合せシートを活用して、「実態把握」「障害理解の程度」「基礎的環境整備」について確認した上でスタートすることができた。実施後には、評価シートを活用して「教員の意識の変化や児童生徒の変容」「目標の達成度」「相互理解の深まり」

などを共有し、成果や課題を今後の交流及び共同学習の実践に生かしていくことができた。これらの取組を継続することによって、特別支援学校の児童生徒にとっては将来にわたって積極的に社会参加していくための、小・中・高等学校の児童生徒にとっては障害について理解を深め豊かな心を育むための貴重な経験となった。モデル校における実践研究の中で得られた成果や課題は、交流コーディネーターを交えた交流及び共同学習担当者会で検証するとともに、交流及び共同学習実践報告会で成果や実践事例を県内の学校に広く伝えることで、本県におけるインクルーシブ教育システムの推進につなげていくことができた。

（スポーツ）

障害者スポーツを中心に交流及び共同学習では、パラリンピックの競技（ゴールボール、ボッチャ）、サウンドテーブルテニス、障害特性に応じてルールを一部変更して実施するソフトボール競技、健常者と同じルールで行う卓球、バドミントン、バスケットボール競技など、参加する児童生徒の障害種に応じた配慮や工夫などを行いながら実施した。交流場面においては、児童生徒間の距離感が縮まって声を掛け合ったり、教員間で練習方法について話し合ったりする姿が見られた。

モデル特別支援学校	交流相手校	活動内容
視覚障害特別支援学校	小・中学校	サウンドテーブルテニス
聴覚障害特別支援学校	中学校	卓球
肢体不自由特別支援学校	小・中学校、大学	ボッチャ
知的障害特別支援学校	高校	ソフトボール、バドミントン、バスケットボール

（文化・芸術）

文化・芸術活動を通じた交流及び共同学習では、音楽における合唱や合奏や、図画工作・美術における鑑賞、壁画の共同制作等を実施した。学校間の事前打合せにおいて、活動単位（学校全体、学年毎、学級毎または部活動等）や教育課程への位置づけ、合理的配慮について十分に検討したことで、児童生徒から意見を出しながら主体的に活動したり、特別支援学校の児童生徒と小・中学校等の児童生徒が直接接する機会を十分に設定したりできた。

モデル特別支援学校	交流相手校	活動内容
特別支援学校 11校	小・中学校 30校	・ 合唱、合奏などの音楽活動 ・ 絵本の読み聞かせ会 ・ ダンス発表 ・ 壁画の共同制作 ・ 遠隔システム活用 of 合奏の発表

3 事業の課題とその解決のために必要な取組

県全体としては交流及び共同学習に対する理解が浸透してきており、実施する小・中学校が年々増加している。とくに、居住地校交流については、市町に居住する特別支援学校在籍の児童生徒を交流及び共同学習の機会を通じて受け入れていく意識が高まっており、継続的な取組が見られる。しかしながら、学校間交流については、活動単位が大きいことから、期日調整の難しさや、準備等における教職員の負担の大きさなどの課題があることから、単発的なイベントとして終わってしまうケースも見られる。今後も継続した取組としていくためには、遠隔システムの活用や作品や便りの交換といった間接交流などの方策も含めて検討していく必要がある。

これまで交流及び共同学習の取組の経験がなかった小・中学校では、交流及び共同学習の意義の理解や実施に向けたノウハウが不十分であることから、学校間で交流及び共同学習を実施する場合、コーディネートする担当者の役割はとても重要である。交流コーディネーターや特別支援学校教員のセンター的機能を活用することで、交流及び共同学習の意義や手続きの流れが浸透し、各校の教育課程や年間指導計画に組織的かつ継続的に位置づけられるなど、交流及び共同学習を推進していく基盤を整えることができる。また、小・中学校の教職員の障害理解が深まることで、小・中学校の児童生徒の主体的な取組に発展するなど交流及び共同学習の充実が図られると考える。